

令和元年度

第5回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和元年8月8日

湯沢市農業委員会

第5回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和元年8月8日(木)午後1時30分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午後1時35分

閉会 午後2時18分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	麻生 良子	11番	姉崎 与志弘
3番	高橋 郁夫	12番	川崎 秀悦
4番	沓澤 弥	13番	加藤 エリ子
5番	伊藤 秀郎	14番	高橋 忠雄
6番	高橋 廣尚	15番	佐藤 栄子
7番	能登 公平	16番	瀬川 等
8番	藤谷 清志	17番	水戸 義昭
9番	高橋 敬悦	18番	小嶋 幸吉(会長職務代理者)
10番	高橋 伸太郎	19番	半田 好廣(会長)

2) 欠席した委員

2番 宮原 正明

3) 遅刻した委員

なし

19名中18名出席  
(午後1時35分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 高橋 里治

班 長 佐藤 雅仁

主 幹 高橋 一寿

## 5) 会議の提出案件

### 1. 会務報告

### 2. 報 告

報告第4号 第2回農地対策専門委員会の報告

報告第5号 第5回専門委員会の報告

#### ・農地法に基づく届出等の報告

(1) 賃貸借契約合意解約

(2) 使用貸借契約合意解約

(3) 申請許可状況

(4) 公共事業等に伴う一時転用の届出

(5) 農地所有適確法人の報告等

### 3. 議 案

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第21号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地  
利用集積計画の決定について

議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第23号 湯沢市農業委員会農地パトロール(利用状況調査)実施要領の  
改正(案)について

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午後 1 時 35 分 委員総数 19 名中ただいまの出席委員は 18 名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>欠席届を提出されている委員の方は、2 番 宮原 正明 委員です。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、3 番 高橋 郁夫 委員、4 番 沓澤 弥 委員、の両名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告 7 件、議案 4 件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に、挙手による採決を行います。また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますのでご協力をお願い致します。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願い致します。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(高橋事務局長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>高橋事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>

議 長	<p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。</p> <p>次に報告第4号 第2回農地対策専門委員会の報告をお願いします。</p> <p>(10番 高橋 伸太郎 委員、挙手)</p>
議 長	<p>10番 高橋 伸太郎 委員。</p> <p>(第2回農地対策専門委員会報告、朗読説明)</p>
議 長	<p>報告第4号 第2回農地対策専門委員会の報告について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に報告第5号 第5回専門委員会の報告をお願いします。</p> <p>(13番 加藤 エリ子 委員、挙手)</p>
議 長	<p>13番 加藤 エリ子 委員。</p> <p>(第5回専門委員会報告、朗読説明)</p>
議 長	<p>報告第5号 第5回専門委員会の報告について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p>

<p>議 長</p>	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
<p>佐藤班長</p>	<p>(届出等報告、朗読説明)</p> <p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。</p> <p>議案書 2 ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約は 3 件、面積 12,240 m<sup>2</sup>であります。解約理由は、整理番号 32 号は貸人の都合によるため、整理番号 33 号は第三者に利用権設定するため、整理番号 34 号は第三者に所有権移転するためとなっております。</p> <p>次に、2 使用貸借契約合意解約は 1 件、面積 541 m<sup>2</sup>であります。解約理由は、貸人の都合による解約となっております。</p> <p>次に、3 申請許可状況であります。先月の転用案件 4 件の内、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問の必要が無かった 4 条申請と 5 条所有権移転申請番号第 5 号は、7 月 11 日付けで許可し、5 条所有権移転申請番号第 6 号と 7 号は、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問し許可相当の答申を受け、申請番号第 6 号は 7 月 25 日付けで、申請番号第 7 号は都市計画課の湯沢市宅地開発指導要綱による開発事前協議の了承日に合わせ、7 月 26 日付けで許可しております。</p> <p>次に、3 ページをご覧ください。4 公共事業等に伴う一時転用の届出が 1 件、土地は字祝田 126-1、127-1、地目は田、面積 1,794 m<sup>2</sup>であります。届出の事由は公共下水道工事施工に伴い現場事務所を設置するためであります。使用期間は 6 月 1 日から 11 月 30 日迄となっております。</p> <p>次に、4 ページをご覧ください。5 農地所有適確法人の報告等についてであります。これは農地法第 6 条第 1 項の規定により耕作若しくは養畜の事業に供しているものは、農林水産省令に基づき農業委員会に報告することとなっているものです。農地所有適格法人 30 法人中 27 法人から報告書の提出がありました。有限会社が 4 社、合同会社が 2 社、株式会社が 6 社、その他はすべて農事組合法人となっております。提出が遅れているのは農事組合法人の 2 法人であります。法人要件の適否については、報告 27 法人中 25 法人が、4 項目すべて適であり、2 法人については 3 項目が適、1 項目が否であったことをご報告いたします。</p>

	<p>なお、否の項目は、1 法人が「構成員要件」で農事組合法人は3名以上の構成員が必要であることから適合せず、1 法人が「役員要件」の役員の過半が農業(販売・加工等含む)の常時従事者(原則年間 150 日以上)であることに適合しなかったものであります。</p> <p>また、8月決算の1 法人につきましては、今回の報告対象となっていないことから、適否欄は斜線となっております。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、ご了承願います。次に議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第 20 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。</p>
議 長	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p> <p>(議案第 20 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p>
佐藤班長	<p>議案第 20 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、農地法第 3 条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和元年 8 月 8 日提出。</p> <p>議案書 15 ページをご覧ください。使用貸借権設定は 1 件、面積 24,592 m<sup>2</sup>であります。申請事由は農業者年金の経営移譲となっております。</p> <p>議案書 16 ページをご覧ください。所有権移転は 1 件、面積 2,014 m<sup>2</sup>、申請事由は経営拡張で売買価格は総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>質疑をおこないます。何かご質問ありませんか。</p>

議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。議案第 20 号「農地法 3 条の規定による許可申請について」を申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第 21 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、を議題とします。案件を、事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
佐藤班長	<p>(議案第 21 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、朗読説明)</p> <p>議案第 21 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により計画の可否について決定を要す。令和元年 8 月 8 日提出。</p> <p>議案書 18 ページをご覧ください。所有権移転が 1 件、面積は 2,708 m<sup>2</sup>であります。売買価格については総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>質疑をおこないます。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p>



議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。議案第 21 号農業経営基盤強化促進法、所有権移転は計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、議案第 22 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(高橋主幹、挙手)</p> <p>高橋主幹。</p>
高橋主幹	<p>(議案第 22 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第 22 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」1 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書を受理したので、同条第 4 項及び第 5 項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2 農地法第 4 条第 3 項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第 8 条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和元年 8 月 8 日提出。</p> <p>議案書 20 ページ、議案附属資料は 3 ページから 15 ページをご覧ください。申請内容は現在の居宅が老朽化していることから申請地に住宅を建築するための転用であります。なお、亡父が転用許可を受けずに車庫を建築していることから一部追認案件となっております。申請地は、駒形町字東福寺張山 1-1、地目は畑、面積は 498 m<sup>2</sup>であります。湯沢市役所稲川庁舎から北に約 3km、市立駒形小学校から東に約 1.3km の張山集落に位置し、東側は道路、西側は畑、南側は道路、北側は水路に接しております。農地区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第 1 種農地と判断しました。土地の選定については、希望する条件である東福寺地内の土地を探したが適地が見つからなかったことや、既に建っている車庫を今後も利用すること、また予算が限られていたことから申請地を選定したことはやむを得ないと考えます。事業計画は、住宅 86.12 m<sup>2</sup>、通路 48.70 m<sup>2</sup>、雪捨て場 313.50 m<sup>2</sup>、追認案件となっている車庫 49.68 m<sup>2</sup>となっております。事業費は、造成・</p>

整地費 1,000,000 円、施設・建物建設経費 21,800,000 円、設計費 262,500 円、測量・登記経費 400,000 円、搬入費等諸経費 1,000,000 円、既存住宅解体工事費 2,537,500 円、計 27,000,000 円となっております。資金計画は全額金融機関からの借入となっており、融資証明書により確認しております。被害防除計画については、土地の高低差を解消させるため高さ 0.2m、土量 99.6 m<sup>3</sup>の造成工事を行い、既存の石垣や市道にすり付けることとしております。汚水・生活雑排水は合併浄化槽、雨水は自然流下により処理することとしております。許可判断として、第 1 種農地ではありますが、住宅その他の申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、施行規則第 33 条第 4 号に該当するものと考えます。説明は以上です。

議長　　ここで、現地確認結果について、9 番 高橋 敬悦 委員から報告願います。

（9 番 高橋 敬悦 委員、挙手）

議長　　9 番 高橋 敬悦 委員。

9 番　　議案第 22 号の現地確認について報告いたします。

7 月 29 日、10 番 高橋 伸太郎 委員と私の 2 名、事務局 2 名とで現地確認をまいりました。

ただいま事務局より説明がありましたように、申請された案件については、一部追認案件があり、顛末書が提出されていることと、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。

議長　　議案第 22 号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。  
（質問なしの声あり）

議長　　質問なしの声がありますので、議案第 22 号について採決を行います。  
許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否

<p>議 長</p>	<p>判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第 22 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。</p> <p>次に、議案第 23 号「湯沢市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領の改正（案）について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>(高橋主幹、挙手)</p> <p>高橋主幹。</p>
<p>高橋主幹</p>	<p>(議案第 23 号「湯沢市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領の改正（案）について」、朗読説明)</p> <p>議案第 23 号「湯沢市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領の改正（案）について」、湯沢市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領の一部を改正することについて決定を要す。令和元年 8 月 8 日提出。</p> <p>(議案書 22 ページから 27 ページを朗読説明) 説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑をおこないます。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。議案第 23 号「湯沢市農業委員会農地パトロール（利用状況</p>

調査) 実施要領の改正 (案) について」は原案のとおり決定することと致します。

これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。

(午後 2 時 18 分終了)

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和元年8月8日

議長 半田好廣 

署名委員 3番 高橋郁夫 

署名委員 4番 水澤 弥 